

証 第 4 号 B 乙

○内閣府告示第三十二号

行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「令」という。）第二十二条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、令第二十二条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員官職

(一) 内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務のうち別表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

(二) 内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務のうち沖縄総合事務局の所掌に係るものについては、沖縄総合事務局長に委任すること。

二 内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務（沖縄総合事務局の所掌に係るものを除く。）のうち開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係る手数料の徴収に係るものについては、内閣府大臣官房総務課において処理する。

三 委任の効力の発生する日

平成十七年四月一日

別表

大臣官房	大臣官房長
賞勲局	賞勲局長
男女共同参画局	男女共同参画局長
沖縄振興局	沖縄振興局長

政策統括官（経済財政運営担当）	政策統括官（経済財政運営担当）
政策統括官（経済社会システム担当）	政策統括官（経済社会システム担当）
政策統括官（経済財政分析担当）	政策統括官（経済財政分析担当）
政策統括官（防災担当）	政策統括官（防災担当）
政策統括官（原子力防災担当）	政策統括官（原子力防災担当）
政策統括官（沖縄政策担当）	政策統括官（沖縄政策担当）
政策統括官（政策調整担当）	政策統括官（政策調整担当）
独立公文書管理監	独立公文書管理監
食品安全委員会事務局	食品安全委員会事務局長
国会等移転審議会事務局	国会等移転審議会事務局長
公益認定等委員会事務局	公益認定等委員会事務局長
再就職等監視委員会事務局	再就職等監視委員会事務局長
消費者委員会事務局	消費者委員会事務局長

経済社会総合研究所	経済社会総合研究所長
迎賓館	迎賓館長
地方創生推進事務局	地方創生推進事務局長
知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局長
科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局長
健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局長
宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局長
北方対策本部	北方対策本部長
子ども・子育て本部	子ども・子育て本部長
総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局長
国際平和協力本部事務局	国際平和協力本部事務局長
日本学術会議事務局	日本学術会議事務局長
官民人材交流センター	官民人材交流センター長

附 則（平成十七年九月二十九日内閣府告示第七七十号）抄

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年七月五日内閣府告示第五百八十一号）抄

この告示は、平成十八年七月七日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日内閣府告示第四号）抄

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百六十九号）抄

この告示は、平成十九年十二月十五日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十五日内閣府告示第五百七十五号）抄

この告示は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日から施行する。

附 則（平成二十一年八月二十八日内閣府告示第三百四十三号）抄

この告示は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日内閣府告示第十二号）抄

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年九月十四日内閣府告示第二百六十二号）抄

この告示中別表原子力安全委員会事務局の項を削る改正規定は原子力規制委員会設置法（平成二十四年法

律第四十七号)の施行の日(平成二十四年九月十九日)から、同表に次のように加える改正規定は死因究明等の推進に関する法律(平成二十四年法律第三十三号)の施行の日(平成二十四年九月二十一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日内閣府告示第五百十八号)抄
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年九月十九日内閣府告示第二百六十一号)抄
この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

附 則 (平成二十六年十月十日内閣府告示第二百六十七号)抄
この告示は、平成二十六年十月十四日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月一日内閣府告示第五十一号)抄
この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十六号)抄
この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年五月十二日内閣府告示第一百六十七号)抄
この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年五月十三日)から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日内閣府告示第一百十七号)抄
この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日内閣府告示第四十七号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年八月三十一日内閣府告示第千五百二十四号）

この告示は、平成三十年九月三日から施行する。

附 則（令和二年七月三十一日内閣府告示第八十九号）

この告示は、令和二年八月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日内閣府告示第十号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。